

大総務第 42 号
令和 2 年 7 月 15 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 阪口 彰洋 様

大阪市総務局長 谷川 友彦
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

本市の外郭団体であるクリアウォーターOSAKA 株式会社に係る次の中期目標の制定について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき同法人の所管所属長である大阪市建設局長から依頼があったので、同項の規定により諮問します。

記

中期目標案 別紙のとおり。

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

クリアウォーターOSAKA株式会社

2 所管所属名

建設局

3 中期目標の期間

令和2年8月1日から令和4年3月31日までの2年間

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

下水処理場、ポンプ場、下水管路その他の本市の下水道施設全体を総合的かつ一体的に維持管理し運営すること。

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

本市の下水道施設全体を総合的かつ一体的に維持管理し運営できる体制が確保され、当該施設が中期目標の期間を通じて安定的かつ効率的に維持管理し運営されている状態

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

指標：本市の下水道施設の維持管理・運営を担当する社員における、下水管路の維持管理に係る資格である下水道管理技術認定の有資格者数、及び下水処理場・ポンプ場の維持管理に係る資格である下水道技術検定（3種：維持管理）の現状の有資格者数を維持する。

目標：期間中の退職者予定人数を踏まえ、新たに10人以上、資格取得を行う。（中期目標期間中）

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

資格取得に向けた若手技術社員を対象とした有資格者やベテラン技術者を講師とした研修や自己研鑽等による維持管理に関する高度な技術的知識の習得、また、様々な業務経験を通じた現場対応力の養成や技術継承など、団体における技術力を確保し、将来にわたって安定的かつ効率的に維持管理し運営されている状態を目指すための取り組み内容を含めた人材育成計画の立案と実施。

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例(可能な限り定量的なもの)

人材育成計画に基づいた下水道管理技術認定有資格者及び下水道技術検定有資格者(3種:維持管理)による研修の実施率、当該資格に係る受験対象者を定めたうえでのその受験率、及び受験者の合格率 など